

監事監査報告書

2026年6月8日

学校法人関東学院

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人関東学院

常勤監事

山野 香 

監事

原 一平 

監事

中嶋 弘雅 

私たち監事は、私立学校法（令和7年4月1日施行）第52条第1項第1号及び学校法人関東学院寄附行為第36条第2項の規定に基づき、学校法人関東学院（以下「本法人」という。）の2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（私立学校法施行規則第37条3号）を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書の監査結果

事業報告書は、法令または寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人橘有限責任監査法人から報告を受け、監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以 上